

新居浜工業高等専門学校謝金取扱要領

平成28年9月1日要領第1号

(目的)

第1条 新居浜工業高等専門学校における謝金の単価及び支給については、独立行政法人国立高等専門学校機構謝金取扱要領（以下、「機構取扱要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(実施伺)

第2条 謝金の支出を伴う事業を実施しようとする者は、（以下、「実施責任者」という。）は、事前に諸謝金支給事業等（雇用）実施伺（別紙様式）により事務部長の事前承認を得るものとする。

(支給手続)

第3条 実施責任者は、謝金の支給に当たって旅費相当額を伴う場合は、機構取扱要領に定める謝金算出内訳書を、教育研究等補助謝金を支給する場合は、業務実施確認表を謝金支給調書に添付するものとする。

附 則（平成28年9月1日 制定）

- 1 この規程は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校謝金支給事務取扱要領(平成21年4月21日要領第2号)は、廃止する。